

令和7年5月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

充電器（電気シェーバー用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うち屋外式（R F 式）ガス瞬間湯沸器（L P ガス用）1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4 件
（うち折りたたみ自転車 1 件、除湿機 1 件、草刈機 1 件、
充電器（電気シェーバー用）1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
（うち空気清浄機（加湿機能付）1 件、電気冷蔵庫 1 件、I H 調理器 1 件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）1 件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1 件、電気毛布（敷毛布）2 件、
電気炊飯器 1 件、ライター（ガス注入式）1 件、
踏み台（アルミニウム合金製）1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202301018、A202400236、A202400585を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社泉精器製作所（現 マクセルイズミ株式会社）が輸入し、セイコーエスヤード株式会社（現 セイコースポーツライフ株式会社）が販売した充電器（電気シェーバー用）について（管理番号：A202500088）

①事象について

株式会社泉精器製作所（現 マクセルイズミ株式会社）（法人番号：2010401139888）が輸入し、セイコーエスヤード株式会社（現 セイコースポーツライフ株式会社）（法人番号：8010401095317）が販売した充電器（電気シェーバー用）で電気シェーバーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品内部の発振トランスの巻線で絶縁不良を起こし、短絡して過電流が流れることにより過熱し、出火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2000年（平成12年）6月以降、ウェブサイトへ情報を掲載し、複数回にわたって新聞社告を行うとともに、地方公共団体や消防機関が発行している広報誌への情報掲載、電気シェーバー替え刃にチラシを同梱しての呼び掛けなど、対象製品について無償で製品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202500088）の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種名、製造記号、製造年月、対象台数

機 種 名		製造記号	製造年月	対象台数
ES1810	用充電用アダプタ RC01	9D	1999 年 12 月	133, 323
ES1815		01	2000 年 1 月	
ES1910		02	2000 年 2 月	
		03	2000 年 3 月	
ES1395 用充電用アダプタ RC41		04	2000 年 4 月	

2000年（平成12年）6月6日からリコール（無償交換）を実施

回収率：88.9%（2025年5月1日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—	2017年度	0	—
2024年度	0	—	2016年度	1	火災
2023年度	1	火災	2015年度	0	—
2022年度	0	—	2014年度	1	火災
2021年度	0	—	2013年度	0	—
2020年度	0	—	2012年度	2	火災
2019年度	0	—	2011年度	1	火災
2018年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500088）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

シェーバー型番	シェーバー型番	シェーバー型番	シェーバー型番
ES1810	ES1815	ES1910	ES1395
			
充電用アダプタ型番		充電用アダプタ型番	
RC01		RC41	

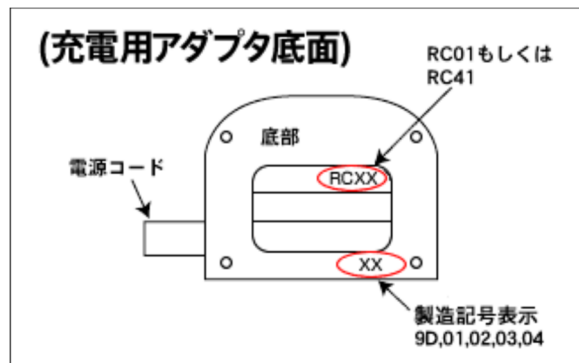
[RC01 充電アダプター:ライトグレー]



[RC41 充電アダプター:ダークグレー]



充電器の機種名及び製造記号は、充電器の底面に記載されています。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

マクセルイズミ株式会社

セイコースポーツライフ株式会社

電話番号：0120(120)643

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を含む。）

ウェブサイト：<http://www.seiko-sl.co.jp/information.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202500086	令和7年4月13日	令和7年4月30日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	TP-SQ204R-1	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災	異音がしたため確認すると、周辺を熔融する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202301018	令和5年3月3日	令和6年2月14日	折りたたみ自転車	アルブレイズ 208-F	株式会社あさひ	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品の折りたたみフレーム接続部が破断し、転倒、歯を負傷した。調査の結果、当該製品は、前フレームと前ヒンジとの溶接部が溶接不良によって強度が低下していたため、亀裂が発生し、進展して破断に至ったものと推定される。	広島県	令和6年2月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400236	令和6年5月24日	令和6年6月17日	除湿機	PDP-330	株式会社オーヤマ	火災	当該製品を延長コードに接続して使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品のACアダプター部及び周辺を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、ACアダプターの制御基板上のダイオードに不具合があったため、異常発熱し、近傍の樹脂製外郭が熔融したものと推定される。	東京都	令和6年6月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400585	令和6年3月4日	令和6年9月9日	草刈機	WGC530	株式会社ホンダ ウオーク	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、キャブレターのねじに締付け不良があったため、ガソリンが漏れ、気化したガソリンに引火したものと推定される。	広島県	令和6年9月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500088	令和7年4月9日	令和7年4月30日	充電器(電気シェーバー用)	RC01(セイコーエスヤード株式会社ブランド)	株式会社泉精器製作所(現 マクセルイズミ株式会社)(セイコーエスヤード株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品で電気シェーバーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岡山県	製造から25年以上経過した製品 平成12年6月6日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:88.9%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500079	令和7年 ※不明	令和7年4月28日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因する のか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	
A202500080	令和7年4月19日	令和7年4月28日	電気冷蔵庫	火災	工場の休憩室で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生 した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因 を調査中。	愛知県	
A202500081	令和7年4月9日	令和7年4月28日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当 該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査 中。	京都府	
A202500082	令和7年4月15日	令和7年4月28日	イヤホン(コードレス 式、マイク付、リチウ ムポリマーバッテ リー内蔵)	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、 他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和7年5月2日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202500083	令和7年4月4日	令和7年4月28日	バッテリー(リチウム イオン、電動工具 用)	火災	工場の作業現場で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、 他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202500084	令和7年2月15日	令和7年4月30日	電気毛布(敷毛布)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し た。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	神奈川県	令和7年4月3日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識し たのは令和7年2月17 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し て厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500085	令和7年2月14日	令和7年4月30日	電気毛布(敷毛布)	火災	当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	令和7年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500087	令和7年4月24日	令和7年4月30日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202500089	令和7年4月14日	令和7年4月30日	ライター(ガス注入式)	火災 軽傷1名	異臭がしたため確認すると、当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500090	令和7年4月14日	令和7年4月30日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	作業場で当該製品を脚立状態で使用中、転落し、右手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし